

太田川流域下水道東部浄化センター消化ガス発電事業

条件規定書

平成29年6月

広島県

目 次

太田川流域下水道東部浄化センター消化ガス発電事業 条件規定書	1
1. 基本条件	1
1.1 事業の目的.....	1
1.2 事業の期間.....	1
1.3 事業概要	1
1.4 整備・運営の方針.....	1
1.5 事業範囲の分担	2
1.6 履行場所及び事業用地範囲.....	2
1.7 事業用地の立地条件, 取合条件等	2
1.8 事業者による許認可, 届出等	3
1.9 公害防止基準.....	3
1.10 関係法令の遵守	3
1.11 環境等への配慮	3
1.12 電気主任技術者の選任.....	4
1.13 用語の定義.....	2
2. 設計・建設.....	4
2.1 総則.....	4
2.2 設計.....	5
2.3 建設.....	7
3. 維持管理・運営.....	10
3.1 総則.....	10
3.2 維持管理・運営	11

太田川流域下水道東部浄化センター消化ガス発電事業 条件規定書

本条件規定書は、「太田川流域下水道東部浄化センター消化ガス発電事業（以下「本事業」という。）」で広島県（以下「県」という。）と消化ガスの売買契約締結及び事業用地の使用を行う消化ガス発電事業者（以下「事業者」という。）の選定にあたり、事業者が作成する提案書等の条件を定めるものである。

1. 基本条件

1.1 事業の目的

本事業は、太田川流域下水道東部浄化センター（以下「東部浄化センター」という。）の下水処理の際に発生する消化ガスを有効に利用し、運転経費の抑制を図り、また、再生可能エネルギーの導入を推進することを目的とする。

1.2 事業の期間

- (1) 設計・建設：事業契約締結の日から平成31年3月31日まで
- (2) 維持管理・運営：平成31年4月1日から平成51年3月31日まで
- (3) 設備機器撤去：平成51年4月1日から撤去の完了する日まで（6か月以内）

1.3 事業概要

本事業は、東部浄化センターで発生する消化ガスを県が事業者へ売却し、事業者は東部浄化センター内に整備した発電施設を用いて、再生可能エネルギーの固定価格買取制度（以下「FIT制度」という。）により売電収入を得て、発電施設の設計・建設、維持管理・運営、撤去までの経費を全て賄うものである。

また、発電に伴い発生する廃熱は、消化槽の加温熱源としての有効利用を図るものである。

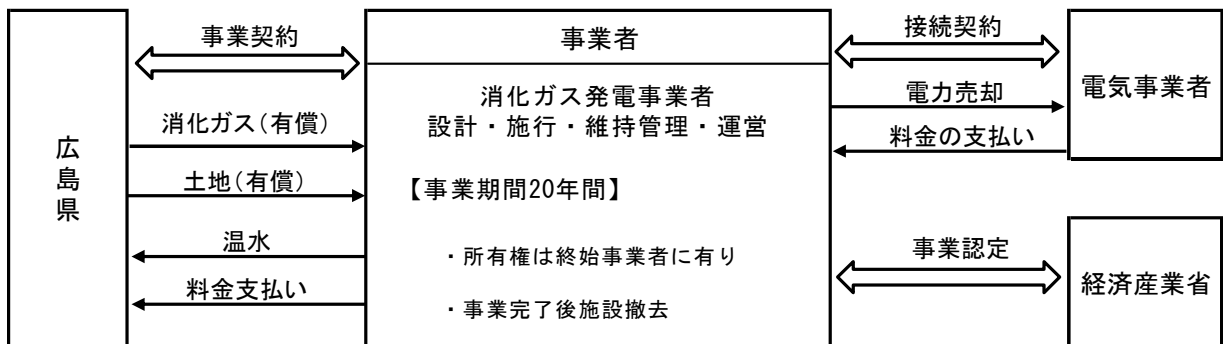


図 1.1 事業スキーム

1.4 整備・運営の方針

本事業に必要な施設の整備・運営に際しては、設計・建設、維持管理・運営すべての期間にわたって、事業者の責任と判断により必要な機械設備工事、電気設備工事、土木工事等を行い、公共性を認識し、善良なる管理者の注意をもって維持管理・運営を遂行するものとする。

1.5 用語の定義

本規定書において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「提案書」とは、事業者が提出した提案書をいう。
- (2) 「第三者」とは、県及び事業者以外の者をいう。
- (3) 「法令等」とは、法律、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令を指し、「法令等の変更」とは、「法令等」が制定又は改廃されることをいう。
- (4) 「本施設」とは、本事業において、事業者が建設した発電施設、設備及び付属品等の全てをいう。
- (5) 「維持管理者」とは、東部浄化センターの維持管理を行っている（公益財団法人）広島県下水道公社をいう。

1.6 事業範囲の分担

- (1) 事業者の事業範囲
 - ① 消化ガス発電事業の履行に必要な許認可及び届出（以下「許認可等」という）
 - ② 消化ガス発電施設の設計、建設及び維持管理・運営
 - ③ 消化ガス発電施設から東部浄化センターへの温水供給
 - ④ 消化ガスの買取り
 - ⑤ 自らが行う周辺住民等への対応及び県が行う周辺住民への対応の協力
 - ⑥ 発電事業終了時の消化ガス発電施設の撤去
 - ⑦ その他事業に必要なこと
- (2) 県の業務範囲
 - ① 本事業のために必要な事業用地の確保
 - ② 最低供給量以上の消化ガスの事業者への供給
 - ③ 東部浄化センター内の維持管理者と本事業者との調整等

1.7 履行場所及び事業用地範囲

本事業の履行場所は、別紙1に示す東部浄化センター内とする。

住所：広島県広島市南区向洋沖町1番1号

(1) 事業者の事業用地範囲

本事業における事業用地としては、原則として別紙3に示す範囲内とするが、さらに用地が必要となった場合は県と協議すること。

1.8 事業用地の立地条件、取合条件等

- (1) 都市計画事項、立地条件は、別紙1（現地条件・各種規制等）のとおり。
- (2) 規制基準等については、別紙1（現地条件・各種規制等）を遵守すること。
- (3) 建設場所付近の既存土質資料は、別紙2（土質条件）のとおり。
- (4) 建設及び維持管理においては、東部浄化センターの業務等の妨げにならないようにすること。
なお、既存設備との予定取合い点は、別紙3（予定取合い図）に示すが、県と協議の上、取合い点を他の場所とすることも可能とする。

(5) 場内への資機材搬入及び搬出道路の使用にあたっては、周辺への影響に十分考慮すること。

1.9 事業者による許認可、届出等

- (1) 電力会社との接続契約及び事業認定等に関する申請書類の提出を速やかに行い、F I T制度における事業認定を完了し、買取り価格を確定させること。
- (2) その他本契約上の事業を履行するために必要とされる許認可等を申請し、これを受け、又は届出を行い、これを維持すること。

1.10 公害防止基準

本事業の実施にあたっては、公害防止基準を遵守すること。別紙1（現地条件・各種規制等）に主な各種規制等を示す。

1.11 法令等の遵守

本事業の実施にあたっては、以下の法令等を遵守すること。

- ・ 下水道法
- ・ ガス事業法
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 消防法
- ・ 労働基準法
- ・ 労働安全衛生法
- ・ 職業安定法
- ・ 労働者災害補償保険法
- ・ 電気事業法
- ・ 都市計画法
- ・ 計量法
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・ 建築基準法
- ・ 広島県生活環境の保全等に関する条例
- ・ その他関係法令、規則等

1.12 環境等への配慮

- (1) 生活環境への配慮
本事業の実施にあたり、周辺住民等の生活環境の配慮に努めること。
- (2) 騒音、排ガス対策
本事業の実施にあたり、周辺住民等の生活環境を損なうことのないよう騒音、排出ガス対策を実施すること。
- (3) 交通安全対策
本事業の実施にあたり、建設工事関係車両、維持管理上必要な作業車両等の通行にあたっては、

周辺住民等の社会生活及び経済活動に支障をきたさないよう、適切な交通安全対策を講じること。
また、東部浄化センター内の通行にあたっては、その車両、目的により維持管理者の指示に従うこと。

1.13 電気主任技術者の選任

事業者は電気事業法第43条第1項に定める電気主任技術者を選任し、同法第39条第1項に従い自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保守の監督職務を行うこと。

なお、電気主任技術者は経済産業省の承諾を得て外部委託することもできる。

2. 設計・建設

2.1 総則

2.1.1 事前調査

- (1) 事業者は、既存調査結果別紙2を参照のうえ必要に応じて、自らの責任及び費用において、本工事に必要な測量調査、地質調査等（以下「各種調査等」という。）を行うこと。
- (2) 事業者は、現地を踏査し、現地状況を十分把握して、設計及び施工を行うこと。
- (3) 事業者は、各種調査等を行う場合には、県に事前連絡すること。

2.1.2 設計・建設に関する一般的事項

(1) 設計

事業者は、事業契約締結後直ちに、提案書を基に、県との調整が必要な内容について確認を受けた後、本施設の設計に取り掛かること。

(2) 許認可等

事業者は、法令等で定められた設計・建設に伴う各種申請等の手続きについて、事業スケジュールに支障のないよう実施し、その経費を負担すること。

(3) 環境保全

事業者は、本施設の建設にあたり、環境保全対策を実施すること。

- ① 工事の建設に際し、掘削土砂及び排水の発生量を抑制すること。
- ② 工事期間中発生する建設廃棄物は、適切に処理し、処分又はリサイクルすること。
- ③ 工事期間中発生する排水は適切に処理した後、公共用水域等へ放流又はリサイクルすること。

(4) 施工管理

- ① 事業者は、東部浄化センター内のその他の工事及び維持管理との調整を率先して行い、円滑な東部浄化センターの運営に協力すること。
- ② 事業者は、工事の進捗状況を管理、記録及び把握するとともに、工事の進捗状況について県に報告すること。
- ③ 事業者はいかなる理由を問わず、工事工程の遅延またはそのおそれが明らかとなったときは、その旨を速やかに県に報告すること。

2.2 設計

2.2.1 設計内容

事業者は、本事業に必要な施設（機械設備、電気設備、土木施設等）の設計業務を実施する。

2.2.2 主要条件

県により事業者へ提供する消化ガス売却量及び性状等は概ね以下のとおりとする。

(1) 消化ガス量等

消化ガス売却可能量（参考）を別紙4に示す。これは平成25年度から平成28年度の消化ガス発生量の実績値から算出した値である。

事業者は、この消化ガス売却可能量（維持管理・運営期間の20年間同じ。）の範囲内で消化ガスの買取予定量を提示し、その消化ガス買取予定量により発電可能な発電機の提案を行うこと。

参考に平成25年度から平成28年度に消化槽の加温のために使用した燃料使用量の実績及び汚泥投入量を別紙4に示す。この実績を基に消化槽の加温に必要な熱量を算出すること。

事業者は1系の消化槽及び2系の消化槽の加温に必要な熱量を供給すること。なお、加温熱量が足りない場合は、1系の消化槽においては既設の消化槽加温用温水器により、2系の消化槽においては県所有の消化ガス発電設備の廃熱により加温するため、これらの加温に必要な消化ガス量を差し引いた量を供給することに留意すること。

県は、各事業者が提案した発電に利用する年間ガス量に0.75を乗じた値を最低供給量として保証する。これを下回った場合については、別途協議を行い契約に定めることとする。

(2) 消化ガスの性状

消化ガスの性状は過去の分析結果を別紙4に示す。なお、消化ガスの圧力は1~2kPa程度である。

シロキサン濃度については、測定していない。必要に応じて現地調査時にサンプリングし、事業者自らが、分析することは可能である。サンプリングは、脱硫塔の入口、出口において可能である。提供可能な消化ガスは、東部浄化センターの脱硫設備を介した後のものである。

県は、既存設備に関して性能保証や費用負担は一切行わないことから、脱硫やシロキサン除去等の設備については、事業者がその設置の要否を決定の上、必要に応じて整備すること。

2.2.3 施設条件

(1) 構造条件

① 施設については、自重、積載荷重、風圧、土圧、水圧、地震動、その他本施設の稼働中に予測される振動及び衝撃等に対して安全を確保すること。

② 構造は強固なものとし、倒壊などの恐れがないようにすること。

(2) 発電量、系列数

消化ガス発電の発電量及び系列数は問わないものとする。

(3) 消化ガス発電における消化槽加温用温水の回収

消化ガス発電施設から温水を回収し、既設の消化槽へ温水を返還する事業範囲は別紙5のとおりとする。

(4) ユーティリティ

本施設で使用するユーティリティの接続及び設置については、以下のとおりとする。

なお、配管、配線等を通す場合については、既設設備の維持管理・運転に支障がないよう、県と調整すること。

また、既設配管ピット、ラック等を使用する場合は、東部浄化センターの将来計画への支障がないことを確認し、県に承諾を得ること。

- ① 消化ガス配管の施工区分を別紙5に示す。なお、消化ガス配管には計量法の構造基準に準じた形式で、流体として消化ガスが利用可能な計量装置（1 N m³単位以下で計量可能な装置）を設置し、本装置の値にて県との消化ガス売却量（月ごと（1 N m³未満の部分は、切り捨てる。))を決定する。また、流量計は計量法等に準じた適切な点検・調整を行い、これを書面にて県へ報告すること。
- ② 温水設備、温水配管の施工範囲区分を、別紙5に示す。なお、施工においては既設消化槽加温設備の運転に支障がないよう県と調整の上、施工すること。
- ③ 電力は電力会社と協議の上、施工区分を決定すること。なお、事業者用地から電力会社との取合い点までに東部浄化センター敷地を通る必要がある場合は、県と協議の上、配線ルートを決すること。なお、電柱の接続位置は大原幹 28M28 号柱を想定している。
- ④ 消化ガス発電に係る制御信号の施工区分を別紙5に示す。
なお、制御信号はガスタンク信号、消化槽加温信号を受け取り、温水送信信号、消化ガス量を県に渡すこととし、他に必要な制御信号がある場合は、県と協議の上、決定すること。
また、管理棟監視室においても本施設の運転状況が把握できるよう、監視端末を設置すること。
- ⑤ 上水配管は、東部浄化センターにある配管から分岐して使用すること。なお、施工における道路の掘削、復旧も本工事にて行うこと。
- ⑥ 雨水排水は周辺への影響がないよう適切に処理すること。
- ⑦ 設備から発生するドレン排水は、県の指定する場所に排水してもよい。
- ⑧ 雑用水（下水処理水）を使用する場合は、東部浄化センターの運用に支障がない範囲とすること。
- ⑨ 上水を使用する場合は、最低年間3回（定期清掃及び停電作業）断水が発生するため、考慮すること。

(5) 施設の安全運転

消化ガスの利用にあたり、発熱量、性状が変動すること、腐食性のあるガスを取り扱うこと、及びシロキサンといった副産物が発生することを考慮し、消化ガスを安定利用するために必要な設備の選定及び維持管理・運営を行うこと。

(6) 施設の安全対策

- ① 災害や停電等の緊急時は、消化ガスの遮断、消化ガス温度、圧力の異常上昇防止、緊急停止を行うなど、施設を安全に停止できるシステムとすること。
- ② 災害時、故障時等のフェールセーフ機能としてインターロック回線の構築等を考慮すること。

(7) 施設敷地境界の区分

本事業用地は、電気事業法上の特例需要場所となることをふまえ、東部浄化センター敷地との区分を明確にし、部外者が自由に出入りできないよう、柵等の適切な対策を講じること。

(8) その他

東部浄化センターでは、本事業期間中に汚泥消化槽設備の改築更新事業を実施する可能性がある。

2.3 建設

2.3.1 建設内容

事業者は、本事業に必要な施設の建設（機械設備、電気設備、土木施設等）を実施する。また、事業者は、各種関連法令及び工事の安全等に関する指針を遵守するとともに、県に施工計画書を提出し、施工計画に従い、施設の施工を実施する。

事業者は、工事施工において以下の点に留意する。

- (1) 事業者は、工事進捗状況を県に毎月報告するほか、県から要請があれば施工の事前説明及び事後報告を行うこと。
- (2) 事業者は、近隣及び工事関係者の安全確保と環境に十分配慮すること。

2.3.2 作業日及び作業時間

- (1) 作業日は原則として土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末・年始を除いた日とすること。
- (2) 作業時間は、原則として午前8時から午後5時までとすること。

なお、緊急作業、中断が困難な作業、交通処理上やむを得ない作業又は騒音・振動を発生する恐れのない作業であり、かつ関係法令に違反しない作業についてはこの限りではない。ただし、県の承諾を得た上で実施すること。

- (3) 状況によって県の指示により、作業日時を変更する場合がある。

2.3.3 施工管理

- (1) 事業者は、条件規定書、提案書に基づき本施設を施工すること。
- (2) 事業者は、工事工程表を県に提出し、承諾を受けること。特に既設設備との取合いがある箇所については、県との調整を密にし、東部浄化センターへ影響を与えない施工を行うこと。
- (3) 事業者は工事の施工にあたっては、周辺住民等に迷惑がかからぬよう公害の防止に努めること。
- (4) 工事の施工に伴い発生した事故等による第三者への損害及び補償費等は、事業者の負担において誠意をもって速やかに解決に努めること。
- (5) 既設埋設物及び構造物に損害を与えた時は、事業者の責任において復旧すること。

2.3.4 工事用地等の使用

- (1) 事業者は、事業用地以外に工事用資材置き場等のために用地が必要な場合は、使用位置を県と事前に協議し、広島県行政財産使用規則に基づき、必要な申請を行って許可を得ること。なお、その場合においては使用料を県に支払うこと。
- (2) 火気を使用する場所、引火性材料の貯蔵所等は、なるべく建築物及び仮設物から隔離した場所を選定し、関係規程の定めるところに従い、防火構造又は不燃材料等で覆い、消火器を設けなければならない。
- (3) 工事用足場等を設ける場合は堅牢、安全に築造し、常に維持に注意しなければならない。

2.3.5 事業者の相互協力

事業者は、隣接工事又は関連工事・調査の請負事業者及び関係者と相互に協力、調整し、施工しなければならない。

2.3.6 工事の一時中止

- (1) 県は、次の各号に該当する場合においては、事業者に対してあらかじめ通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止させることができる。
- ① 自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）等の発生により工事の続行が不適切又は不可能となった場合
 - ② 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不相当又は不可能となった場合
 - ③ 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適切と認めた場合
 - ④ 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適切又は不可能となった場合
 - ⑤ 第三者、事業者、使用人等及び県の安全のため必要があると認める場合
- (2) 県は、事業者が契約図書に違反する等、県が必要と認めた場合には、工事の中止内容を事業者へに通知し、工事の全部または一部の施工について一時中止させることができる。
- (3) 前（1）及び（2）の場合において、事業者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する施工計画書を県に提出し、承諾を得るものとする。また、事業者は工事の続行に備え工事現場を適切に保全しなければならない。

2.3.7 跡片付け

事業者は、工事の全部又は一部の完成に際して、現場内の清掃、器材等仮設構造物の撤去・片付けを行い、整然とした状態にするものとする。

2.3.8 事故報告書

事業者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに県に通報しなければならない。

2.3.9 環境対策

- (1) 事業者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術審議官通達、昭和62年3月30日改正）、関連法令並びに条件規定書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。
- (2) 事業者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに県に報告し、県の指示があればそれに従わなければならない。第三者からの環境問題に関する苦情に関しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時県に報告しなければならない。
- (3) 事業者は、工事の施工に伴い第三者への損害が生じた場合には、事業者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かを判断するための資料を県に提出しなければならない。

2.3.10 文化財の保護

- (1) 事業者は、工事の施工にあたって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、県に報告し、その指示に従わなければならない。

(2) 事業者が、工事の施工にあたり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、県との契約に係る工事に起因するものとみなし、県が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。

2.3.11 法令等の遵守

- (1) 事業者は、当該工事に関する法令等を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、法令等の適用運用は事業者の責任において行わなければならない。
- (2) 事業者は、法令等に違反した場合発生するであろう責務が、県に及ばないようにしなければならない。
- (3) 事業者は、当該事業契約そのものが前(1)の法令等に照らし、不相当であったり、矛盾していることが判明した場合には速やかに県と協議しなければならない。

2.3.12 官公庁への手続き等

- (1) 事業者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。
- (2) 事業者は、工事施工にあたり事業者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令等の定めにより実施しなければならない。
- (3) 事業者は、工事の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- (4) 事業者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、事業者が対応すべき場合は誠意をもってその解決に当たらなければならない。
- (5) 事業者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を自らの責任において行わなければならない。事業者は、交渉に先立ち県に報告の上、これらの交渉にあたっては誠意をもって対応しなければならない。
- (6) 事業者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないように文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時県に報告し、指示があればそれに従うものとする。

2.3.13 事前調査

事業者は、工事現場及び既存設備の調査、並びに施工箇所の実測等、工事施工に必要な調査を行わなければならない。実測調査等に必要な既存施設等の図面は県が貸与する。

2.3.14 施設の保全

既設構造物を汚染又はこれ等に損傷を与えるおそれがある時は、適切な養生を行うものとし、これ等に損傷を与えた時は、すみやかに事業者の責任で復旧しなければならない。

2.3.15 工事表示看板

事業者は、施工に先立ち工事現場又はその周辺の見やすい場所に、工事名、工事の内容、事業者名、現場責任者名、電話番号を記載した、「工事表示看板」を設置しなければならない。

2.3.16 工事中の安全確保

事業者は、土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議官通達、平成21年3月31日)、建設機械施工安全技術指針(国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画

課長通達，平成17年3月31日)を参考にして，常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし，これらの指針は当該工事の契約条項を超えて事業者を拘束するものではない。

2.3.17 事前調査及び地下埋設物等の移設

- (1) 事業者は工事着手に先立ち現地の状況，関連工事その他について，綿密に調査試掘等を行い，十分実情を把握の上，工事を施工すること。
- (2) 本工事着手前に試掘の結果，地下埋設物が本工事，施設に支障となり移設を必要とする場合は，県に調査，図面等資料を提出の上，協議すること。

2.3.18 施工に関するその他条件

- (1) 工事施工によって生じた現場発生品は事業者が適切に処分すること。
- (2) 本工事施工において疑義を生じた場合の解釈及び本工事施工の細目については，県と協議の上決定すること。

3. 維持管理・運営

3.1 総則

3.1.1 維持管理・運営時のユーティリティ条件（建設中を含む）

消化ガスは事業者が提案した単価（3.2.1参照のこと）で県から買い取るものとする。

本事業のために必要な事業用地（事業に係る電柱・電線含む）については，事業者が必要な手続きを行い県と事業用借地契約を締結することとし，土地の貸付料については基本協定締結後，事業者が，不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条に規定する不動産鑑定業者（以下「不動産鑑定業者」という。）へ提案した事業用地について土地の貸付料の鑑定を依頼し，その不動産鑑定業者の鑑定評価額（以下「鑑定評価額」という。）をもって土地の貸付料とする。なお，事業用借地契約及び鑑定評価に必要な費用については事業者の負担とする。

貸付料については，5年毎に，本事業用地に対する租税その他の公課の増減により，本事業用地の価格の上昇若しくは低下その他の経済事情の変動により，又は近傍類似の土地の貸付料等に比較して不適当となったときは，県及び事業者の協議により貸付料を改定することができる。

また，維持管理期間中に大規模修繕などで東部浄化センター内の事業用地外の敷地を使用する場合は，2.3.4（1）と同様とする。

なお，近傍の路線価（平成28年分財産評価基準）から土地の貸付料については，2,050円/㎡・年程度と想定している。（算出式：貸付料年額＝土地評価額（路線価41,000円（円/㎡）÷0.8）×貸付面積（㎡）×4.0/100（不動産貸付要領より））

提案時においては，上記の想定単価において提案を行うこと。なお，事業者が依頼した鑑定評価額と想定額が大幅に異なる場合は，別途協議を行う場合がある。

なお，事業者が設置する消化ガス配管・温水配管のうち，事業用地の範囲外の部分については，行政財産使用許可の手続きが別途必要となる。ただし，これらの配管は汚泥処理に必要な施設であることから，行政財産使用料については，申請に基づき減免が可能である。

事業者が東部浄化センター内の水道水を使用する場合には、自らメーターを設置し、事業者と維持管理包括委託受託者との契約に基づくものとする。その他、薬品等の消耗品は事業者自らが調達、管理すること。

消化ガスの発生量は、一定の変動リスクが存在するため、別紙4に示す消化ガス売却可能量（以下「予測量」という。）も変動する可能性がある。このため、消化ガス供給量は以下のとおりとする。

(1) 消化ガス発生量がほぼ予測量のとおりの場合

県は、事業者が提案した消化ガス買取予定量を供給する。なお、事業者は提案した返還熱量を満たすこと。また、県と事業者との協議により、下記(2)の方法に準じて消化ガス供給量を増加できるものとする。

(2) 消化ガス発生量が予測量を大幅に上回る場合

県は、事業者が提案した消化ガス買取予定量を上回る消化ガスを供給するため、事業者はこれを発電に利用して、発電電力を増加させることに努めること。

なお、事業者の設備で消費できない場合においては、県の既存設備（発電機、余剰ガス燃焼装置）にて消費する。

(3) 消化ガス発生量が予測量を大幅に下回る場合

県は、事業者が提案した消化ガス買取予定量の年間の75%を最低供給量として保証するため、事業者へ供給する量がこの保証量に満たない場合については、別途協議を行い契約に定めることとする。

また、県の消化施設・設備の修繕等により、一日当たりの所定の量を供給できない可能性がある場合、速やかに事業者に通知するものとし、その都度、県と事業者は調整を行う。また、事業者側の設備の修繕等の際も同様に調整等を図るものとする。

3.1.2 対象設備

本事業における維持管理・運営の対象施設は以下の項目とする。

- (1) 本事業用地内の本施設
- (2) 本事業のために設置した本事業用地外の施設（温水送付管，ガス供給管等）

3.2 維持管理・運営

3.2.1 業務内容

維持管理・運営業務の実施に際して、以下の事項に従うこと。

(1) ガス買取り単価

26円/N^m（取引に係る消費税及び地方消費税を含まない）を下限とし、事業者は、設計・建設期間、20年間の維持管理・運営期間及び撤去期間を通じた総収支計算に基づき、県から供給を受ける消化ガスの買取り単価（単位は円/N^mで少数点第2位まで表示すること）の提案を行うこと。

(2) その他有資格者の配置

事業者は、事業実施に必要となる有資格者を配置し、法令等を遵守して対象設備の維持管理等を行うこと。

(3) 突発故障、修繕時の対応

突発故障時等の対応は維持管理者と事業者が協議し、迅速に東部浄化センターの運転と連携した対応が出来る体制を図ること。

また、修繕等で施設を停止する場合は、詳細について県と事前に調整の上、消化槽の運転に支障がないようにすること。

(4) 運営協議会の設置

県と維持管理者と事業者は、本事業に関する最新の情報を共有し、変動するさまざまなリスクに対応するため、運営協議会を設置する。当協議会では、定期的に県と事業者が情報交換や意見交換を行う。

(5) その他の業務

県が行う東部浄化センター内他施設の運転・維持管理との調整を率先して行い、その他の施設の円滑な運転・維持管理に協力すること。

また、見学対応や案内パンフレットの作成等、本事業で整備した施設の維持管理及び運営に関するその他の事項についても実施すること。

3.2.2 業務書類等

事業者は、業務の履行にあたり、次の書類を定められた期間内に県に提出すること。

(1) 年間維持管理計画書

毎年事業年度の開始日の14日前までに、本施設の維持管理等の内容を記載した年間維持管理計画書を提出し、県の確認を受けること。

なお、年間維持管理計画書を構成する各諸事項の作成要領は次のとおりとする。

① 修繕，維持管理計画

消化ガス発電施設の安定的な運転に必要な修繕，維持管理計画を記載すること。

② 年間消化ガス買取り量

県の消化ガス売却予定量を基に年間消化ガス買取り量，買取り代金，及び返還熱量を記載すること。

③ 組織体制

事業者は総括責任者を定め、業務を遂行する上で必要な組織及び体制について、総括責任者のもとで、「3.2.1 業務内容」に示すそれぞれの業務について、業務の分担体制，責任者の配置に関する体制，従事者体制，緊急時体制等を具体的に記載すること。

④ 故障・事故発生・災害時の対応に関する検討

事故を未然に防ぐための日々の管理手法等の考え方及び事故発生時及び災害時における、初期対応方法，二次被害拡大防止対策，施設機能確保対策等を，設備機器のバルブ切替操作，最低限の部品等の確保，東部浄化センターとの連携などに触れ，具体的に記載すること。

また，人身事故，電気事故，火災事故，埋設物事故等の事故ごと及び地震等の災害時の対応に関する計画を具体的に記載すること。

(2) 業務月間計画書

当該月初めの7日前までに，当該月に係る業務月間計画書を提出すること。

① 消化ガス月間買取り予定量及び買取り代金

② 返還熱量月間予定量

(3) 業務年間報告書

毎事業年度終了後2週間以内に、本施設の維持管理等の内容を記載した年間維持管理報告書を提出し、県の確認を受けること。

なお、年間維持管理報告書を構成する各諸事項の作成要領は次のとおりとする。

① 修繕，維持管理実施報告書

実施した修繕，維持管理の内容を記載すること。

② 年間消化ガス買取り量

年間消化ガス買取り量，買取り代金，及び返還熱量を記載すること。

③ 故障・事故発生時の対応に関する報告

故障・事故発生状況，及びその対応に関する報告を記載すること。

④ 運営協議会資料及び議事録

(4) 業務月間報告書

当該月の末日から10日以内に、当該月に係る業務月間報告書を提出すること。

① 消化ガス買取り量及び買取り代金に関する報告

② 返還熱量に関する報告

③ 運営協議会議事録（該当月に開催した場合）

(5) 随時，提出する書類

次の書類を随時，提出すること。

① 故障事故報告書

② その他必要なもの

3.2.3 事業終了時の施設機能の確認

事業期間終了時若しくは県又は事業者の解除により契約を終了するときは、原則として原状回復し、県に事業用地を引渡すことを基本とし、契約終了の5年前に県と協議を行うものとする。

3.2.4 業務の要件未達の場合の対応

県は、事業者による業務の遂行が本条件規定書及び提案書の要件（以下「業務遂行要件」という。）を満たしていないと判断したときは、事業者に対して是正措置を求める。事業者は、県から是正措置を求められた場合、又は業務遂行要件に対して未達となった場合、直ちにその原因を解明し、改善計画を県に提示し承諾を得ること。事業者は承諾を得た改善計画に従い、速やかに本業務の改善を図る。この費用については、事業者の負担とする